平成２４年（フ）第４５５号
熊本市南区城南町下宮地1109番地９
債務者　嶋山　貞義
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５７号
熊本市中央区黒髪２丁目23番８号
債務者　井上　照幸
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６０６５号
東京都北区東十条２丁目14番４号
破産者　株式会社トアフォルム
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６６号
東京都大田区西蒲田８丁目２－１－606
破産者　鈴木美登里
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０９０号
東京都品川区西大井６丁目15番８号
破産者　株式会社アクトワン
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１８１号
東京都世田谷区上馬２丁目19―11
破産者　峰尾　開作
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２０７号
千葉県木更津市文京３丁目１番26号
破産者　有限会社ロア
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２０８号
千葉県木更津市東太田４丁目13―21―301
破産者　在原　雄三
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５０３号
東京都中野区若宮１丁目３―12―201、開始決定時の住所東京都中野区本町５丁目36―６－B102
破産者　鏑木　順貴
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６４１号
東京都江戸川区東葛西４丁目12―８―102
破産者　山下　敬志
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６８７号
東京都大田区蒲田１丁目26―16―301
破産者　漆原千賀子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８７号
埼玉県入間市東町３丁目９―15
破産者　八木　賢一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１４５号
東京都豊島区南大塚２丁目38―８―1102
破産者　本間　万純
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８号
名古屋市南区鳥栖１丁目12番８号
破産者　有限会社アップテンポ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６２号
名古屋市名東区亀の井２丁目120番地　大幸ハイツ301号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区内山３丁目31番27号　株式会社今池ゴトービル
破産者　有限会社ジャスティス
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１０号
名古屋市中区金山１丁目９番４号
破産者　有限会社東栄プランニングサービス
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２６３号
大阪市天王寺区味原町13番10号
破産者　株式会社アップルグリーン
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３７号
大阪市西区靱本町２丁目５番14号ダイシンビル６Ｆ
破産者　株式会社昭栄機材
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７１号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目103番１ステイツ東園田３Ｆ
破産者　有限会社デンソーサインプラン
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５６号
大阪府東大阪市今米２―２－９コムプラザＤ号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番28号
破産者　株式会社岩商クルー
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１１号
大阪市中央区備後町１丁目２番14号ディオレ備後町1102
破産者　有限会社ライク
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５０号
大阪市東淀川区東中島２丁目21番12号
破産者　有限会社アスカ建設
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部